

～藤沢市消防局からのお知らせ～



住宅防火診断を 受けてみませんか？



住宅火災による被害の軽減を図ることを目的に、高齢者や火災の際に避難が困難な方が居住しているお宅に消防職員が訪問し、防火のアドバイスを実施します。
(申し込みがない場合、消防職員が伺うことはありません。)

訪問対象世帯

高齢者や火災の際に避難が困難な方が居住していて、訪問を希望する世帯

訪問実施日時

平日の午前9時30分～午後4時30分

実施担当者

市消防職員（消防手帳を携行）

実施内容

火気使用状況、コンセント管理状況、住宅用火災警報器設置状況、消火器の使用
方法等について15分程度

費用

無料

申込方法

消防局予防課までご連絡ください。

電話番号：0466-50-8249

開庁時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

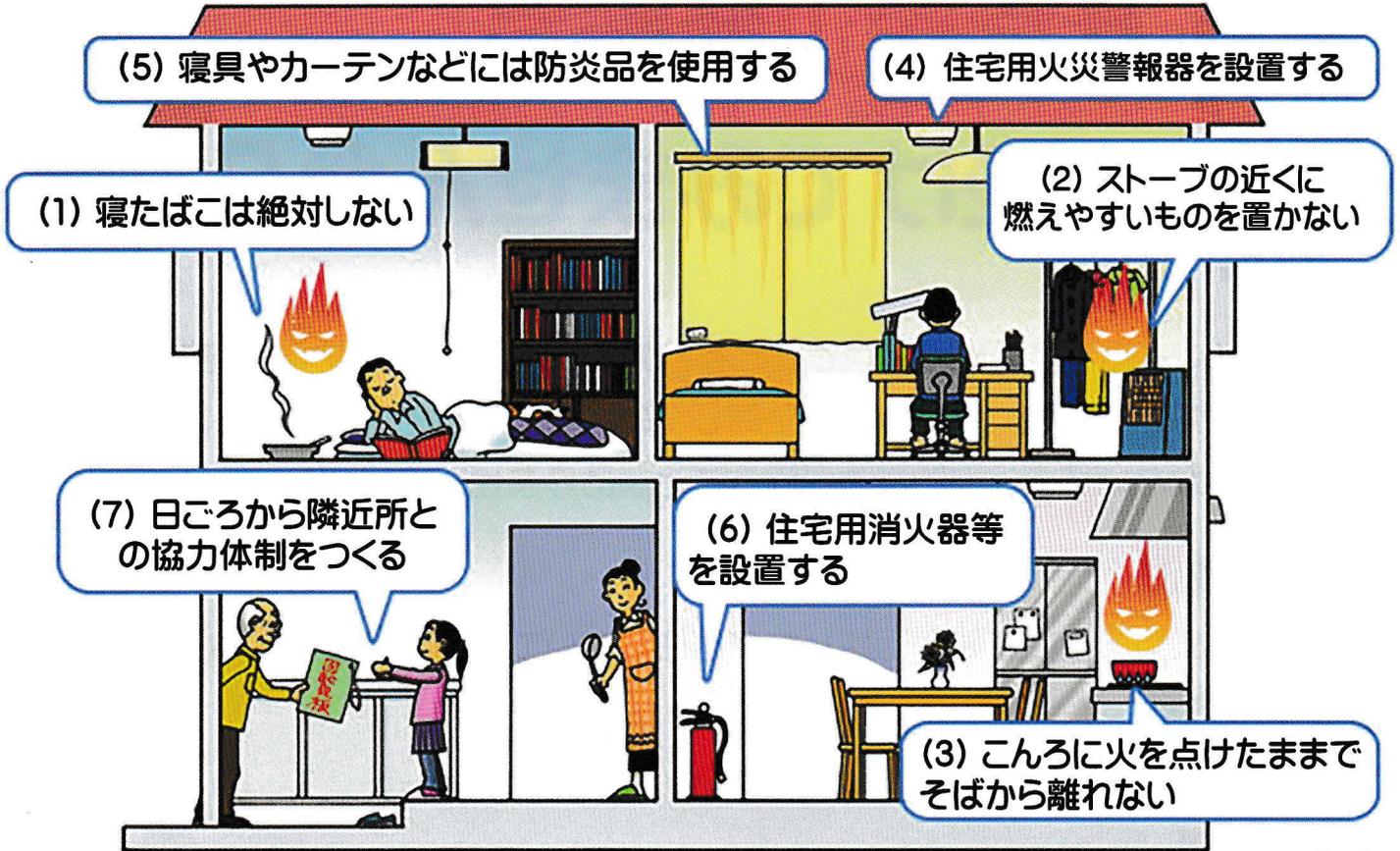


一般の方向け防火チェックはコチラ → <http://www.jubo.jp/jbk-net-web/index.html>

(出典：住宅防火対策推進協議会『消子ちゃんの住宅防火ねっと』)

住宅防火ポイント

いま一度、ご自身で火災予防を再確認しましょう！！



出典：暮らしに役立つ情報『「逃げ遅れ」を防ぐために。住宅火災から命を守る7つのポイント』
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201603/3.html>

住宅用火災警報器設置率

(藤沢市 令和元年6月現在)



未設置
15%

設置済み
85%

設置の効果

死者数は約1/5
損害額は約1/3
に減少!

※自動火災報知設備もしくはスプリンクラー設備の設置されている建物には住宅用火災警報器の設置義務はありません。